

関西鶴来会会則

- 第一条 本会は関西鶴来会と称する。(俗称 鶴来よるまい会)
- 第二条 本会は会員相互の親睦をはかり郷土とのつながりを深めることを目的とする。
- 第三条 本会の会員は関西在住の鶴来出身者及びその縁故者で入会希望のある者とする。
- 第四条 本会の連絡所は会長宅に置く。
- 第五条 本会に 次の役員を置く。
- | | |
|-----|------|
| 会長 | 一名 |
| 副会長 | 二名以上 |
| 理事 | 若干名 |
| 事務局 | 一名 |
| 会計 | 一名 |
| 監査 | 一名 |
| 顧問 | 若干名 |
| 相談役 | 若干名 |
- 第六条 会長は総会において選出し、会長以外の役員は会長が任命して総会の承認を得ることとする。
- 第七条 会長は本会を代表して会務を管掌する。副会長は会長を補佐し、事故やその他で会長が会務を行えないときは代行する。理事及び事務局は本会運営方針を会長の命を受けて審議し、会務を行う。顧問及び相談役は会長の諮問に応じ、また会務に関する助言をする。
- 第八条 会計は本会の会計を処理し決算報告を行い、監査はそれを精査する。
- 第九条 役員の任期は二ケ年とする。ただし再選は妨げない。
- 又補欠役員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 第十条 毎年一回定例総会を開催する。但し役員会の希望、又は会員の三分の二以上の希望のある時は、臨時総会を開くことができる。
- 第十一条 役員会は随時開催し、当会運営発展のために諸事業を審議する。
- 第十二条 会員の年間会費は2千円とする。
- 第十三条 本会の会計年度は、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までとする。
- 第十四条 本会の運営は会員の年会費と寄付金を以って行う。
- 第十五条 毎年会計年度の収支報告は、次年度の総会にて報告し、承認を受ける。
- 第十六条 本会の会則改定は、定時総会の出席者の、その過半数を以って成立する。
- 第十七条 本会員の死亡の時は弔意を表し、霊前に楮一對またはそれに相当する金額を贈る。

平成二十年五月二十四日改定